

潜水器漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第12号に掲げる潜水器漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域 ^{※1}	漁業時期	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業 (あわび、うに、なまこ、ほや)	第一種共同漁業権共第108号	8月1日から翌年7月31日まで ^{※2}	定めなし	定めなし	(1) 操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員行使権を有し、当該漁協（支所）の書面による同意を得た者 (2) 操業区域に係る第一種共同漁業権の免許を受けた漁協（支所） 共有漁業権漁場にあつては、(1)、(2)のうち免許を受けたすべての漁協（支所）の書面による同意を得た者又は漁協（支所）
	第一種共同漁業権共第109号	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第110号	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第111号	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第112号	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第115号	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第117号	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第122号	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第123号	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第126号（ただし、水深10m以浅の区域を除く）	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第127号（ただし、水深10m以浅の区域を除く）	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第128号（ただし、水深10m以浅の区域を除く）	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第129号	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	第一種共同漁業権共第130号	9月1日から翌年8月31日まで ^{※2}			
	潜水器漁業 (あわび、うに、なまこ)	第一種共同漁業権共第101号			
第一種共同漁業権共第104号		8月1日から翌年7月31日まで ^{※2}			
第一種共同漁業権共第105号		8月1日から翌年7月31日まで ^{※2}			

	第一種共同漁業権 共第 106 号	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 107 号	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 108 号	11 月 1 日から翌年 10 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 116 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 121 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 124 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 135 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 137 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
潜水器漁業 (うに、なま こ、ほや)	第一種共同漁業権 共第 120 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 125 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 130 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
潜水器漁業 (うに、なま こ)	第一種共同漁業権 共第 118 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 119 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 120 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 124 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 125 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
	第一種共同漁業権 共第 129 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで※ ²			
潜水器漁業 (うに)	第一種共同漁業権 共第 146 号	6 月 1 日から 8 月 31 日まで			

※ 1 : 令和 5 年 9 月 1 日以降は、漁業権の切替え後に免許する類似（継続）漁業権の免許内容に読み替えるものとする。

※ 2 : ただし、宮城県漁業調整規則に定める禁止期間を除く。

<参考>宮城県漁業調整規則（令和 2 年宮城県規則第 103 号）に定める禁止期間

あわび 3 月 1 日から 10 月 31 日まで（ただし、石巻市黒崎海面突端から正南に引いた線、名取川河口中央から正東に引いた線及び陸岸によって囲まれた海域での素潜りによる採捕は、3 月 1 日から 4 月 30 日まで及び 8 月 1 日から 10 月 31 日まで）

うに 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

なまこ 4 月 1 日から 10 月 31 日まで

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年